

第10回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月25日（火）午前9時31分から10時1分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	4番	砂坂	浩一郎	5番	小山 幸良
	6番	寺内	秀昭	7番	河野 律雄
	8番	古市	道則	9番	中畠 一三
	10番	中之園	堅二郎		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田	善昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	中峯	哲義	ニ.	片板	大作
ホ.	原田	晃生	ヘ.	小脇	尚武

4. 欠席委員

農業委員	3番	久保田	力雄
------	----	-----	----

農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	中園	廣行	チ.	雨田	俊孝
----	----	----	----	----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第10号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田	直樹
農地振興係長	戸川	修一郎
農地振興係	中村	陽星

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ておりますので報告します。
議席番号3番 久保田力雄委員、農地利用最適化推進委員 中園廣行推進委員、雨田俊孝推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第10回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号10番 中之園堅二郎委員、11番 西田三郎委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第10号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。
事務局 資料2ページをお開きください。
議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和3年5月31日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権3件・農地中間管理権3件を定めたいので承認を求めるものです。
資料3ページをご覧ください。
まずは基盤法による利用権設定です。期間の始期を令和3年6月1日から令和8年5月31日の5年間を終期とするもので地目は田で、●●㎡の1件と令和13年5月31日を終期とする、期間10年利用権設定2件で地目は畑で、面積合計 ●●㎡となっています。
それでは資料は4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
番号は1番です。利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・70歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 ○○のB・39歳です。経営面積は●●㎡。申請地は○○字△△××番、地目は畑で面積は●●㎡、パッションフルーツの栽培を行い、10年間の使用貸借で新規設定となります。図面は5ページに添付しておりますのでお開きいただき、ご確認をお願いいたします。
4ページに戻りまして2番は、○○××番地 Cから先ほど同様Bへの利用権設定で、土地の所在が○○字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡です。澱粉甘藷の作付けを行います。この土地も使用貸借で、期間10年の

新規設定です。図面は6ページに添付しております。

3番は、〇〇××番地 D・71歳と〇〇に住むE・30歳の利用権設定です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は田、面積が●●㎡で、水稻の作付けを行っています。賃借料は10アール当たり1万円、期間5年の再設定です。図面は7ページに添付しております。

続いて、農地中間管理権の設定です。資料は8ページをお開きください。

公告年月日は基盤法によるものと同様で令和3年5月31日。期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日までの5年間設定3件で田が1筆・畑が3筆です。9ページをご覧ください。

1番は、〇〇××番地 F・83歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じGが耕作者となっておりまして、土地の所在が〇〇字△△××番と××番、地目は共に畑で面積合計●●㎡。賃借料は10アール当たり1万円で期間は5年です。

次に2番は、〇〇××番地 H・69歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じGへの貸し付けです。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑で面積は●●㎡。期間は5年の新規設定です。

3番ですが、利用権設定をする者は〇〇××番地 I・76歳、耕作者はJ・61歳です。使用貸借でJとIは親戚関係にあるようです。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田でWCSの作付けを行っており期間は5年の再設定、面積は●●㎡です。なお、中間管理権の図面については10ページから12ページに添付していますのでお目通しください。

賃借権及び中間管理権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：K、譲受人：L 外2件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。

事務局 資料13ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が3件となります。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

その他〇〇字△△××番、××番を含み、地積合計が●●㎡となります。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は18ページから添付しております。

整理番号2番。譲渡人が、大阪府堺市美原区〇〇××番地 K。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 L。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

その他同字1筆を含み、地積合計が●●㎡となります。

この件につきましては、16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は24ページから添付しております。

14ページをお開きください。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Pです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

その他、田9筆、畑11筆の申請を含み、地積合計が●●㎡となります。

この件につきましては、17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は29ページから添付しております。

以上2件につきましては、5月13日の現地調査により耕作等について確認しております。

なお、整理番号1番については、中間管理機構の合意解約手続きを行っていたため今月の総会で追加案件として入れております。耕作等については3月10日の現地調査により確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番については、3月10日の現地調査に立会いをした4番委員によりお願いいたします。

4 番委員

整理番号 1 番。この土地はGが中間管理機構から借りて耕作していた土地でした。今回Mさんが病氣療養中のために色々お金が掛かるということで、是非この土地をQさんに買っていただきたいということで、申し出があったようでございます。

そこで、Gが借りている訳ですけれど、Gの代表を今年の7月に息子に移譲するという状況の中でGに譲渡し、またNさんに譲渡すると2回の手間になりますので、7月を待たずして息子の方に売買契約をするということになっておりまして、対価は〇〇円というところで話も付いておりまして、支払いも終わっているという話でございました。

それから、このNさんは一昨年帰って来て参りまして、以前はイギリスにいた訳ですが、Gの後継者というところで今後大いに期待される若者ですので、是非ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長
11 番委員

ありがとうございました。整理番号 2 番、11 番委員。

整理番号 2 番は、農地法第 3 条による所有権移転でございます。現地はLさんの自宅から約 100 メートル圏内にある農地でございます。Lさんは、近く定年退職をするということでございまして、退職後は農業経営拡大を図ってやりたいということに伴う農地取得ということのようでございます。

なお、Kさんは大阪の出身の方でございますが、大阪の方が何故〇〇に農地を持っているのかということでございまして、Kさんの奥さんが〇〇出身ということのようです。親からの相続移転の時に奥さんの名義からご主人の名義に変えたということのようです。対価は〇〇円ということですから、ちょっと高いかなという感じもいたしますが、これは本人同士の契約でございますので、特に問題はないものと思います。以上です。

議 長
7 番委員

整理番号 3 番、7 番委員。

整理番号 3 番。29 ページに示してありますように譲渡人のOさんは、譲受人のPさんのお父さんに当る方です。年齢は資料に書いてあるとおり 90 歳という非常に高齢で、仕事そのものは応援的にやられているようですけど、息子の方に 3 条申請で所有権移転というふうな運びのようです。

これはお父さん、お母さん子供さん 3 人を含めて確認をした結果、相違はありませんでした。

それで内容なんですけど、32 ページにこの譲渡する圃場の内訳を書いてありますけど、今回は 21 筆という数の田畑であります。パトロールの折に全部説明をいたしました。報告をしたいのは 21 筆全て全容が完了をしているのを確認いたしました。33 ページに 2 筆あるんですけど、これを 1 枚に耕作しているというところがあります。その他は説明を省きますが、この地図に示されるような内容に相違はありませんでした。それで 1 つ報告をしておきたい件があるんですけど、37 ページを開けてみてください。ここに番地でいう××番、●●㎡と地目が田ということになっているんですけども、現況はパトロールをした時点でこの田んぼ面積の右側の方にて

すね、農業用倉庫が今現在建設中です。で、この建設中の倉庫の件も処置が終わってないということで中断をしてくださいという指示の下で中断しております。本人の方に内容を聞いたら現在熊毛支庁とか司法書士の方に申請の依頼中であるということのようです。ということで後日申請の方が上がって来ると思いますので、この内容は当然建築を認めるというか、容認をするべき内容になってますので、そういうことを申し添えて報告に変えます。以上です。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 はい、11番委員。

11番委員 勉強不足なので教えて欲しいのですが、14ページの登記地目は宅地、現況は畑というのがあります。こういう場合は現況で3条申請ということになるのでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 14ページに登記地目：宅地というのが2筆ありますが、現況主義で農地の3条申請はやっていますので、現地調査をしたところ、ちゃんと耕作をされていましたので、問題はないかと思えます。以上です。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、7番委員。

7番委員 私ちょっと説明不足で申し訳ございませんでした。私もその話をしようと思っていましたけれど、事務局の補足説明どおりでございます。

議長 11番委員、よろしいでしょうか。

11番委員 はい、分かりました。

議長 他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人：Rを議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。

事務局 資料48ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第4条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。

それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が、南種子町〇〇××番地 R。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は畑。地積は●●㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、令和3年8月から令和3年11月までの4ヶ月間。

資金は、設備費一式〇〇円で全て自己資金によるものです。

転用目的としましては牛舎・堆肥舎です。

面積につきましては、建築物として牛舎〇〇㎡、堆肥舎〇〇㎡、その他〇〇㎡、所要面積●●㎡となります。

転用事由の詳細としまして、「生産牛の増頭に伴い牛舎が不足してきたため。」とのことです。

転用することによって生ずる付近の土地としまして、

「北側は自己所有地、西側は山林、その他は県道及び農道」となっております。

なお、申請地は農用区域内、都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われま

参考資料は49ページから添付しております。

なお、この案件につきましては、5月13日の現地調査において申請内容等について確認を実施しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。5月13日の日に4番委員が欠席でございましたので、現地調査の結果については農地部長（8番委員）、お願いします。

8番委員 10日に現地調査を行った結果、接地する土地が自分の土地と山林とありまして、何ら害はないものと思います。そして牛舎が生産牛の増加に伴い、今までの牛舎では狭い感じがするので、何とか今の場所で増設した方がいいんじゃないかという話でした。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 長 本人聞き取り調査の結果については、4番委員にお願いします。

4番委員 13日の日には都合が悪くて、欠席をしまして申し訳ありません。前日に聞き取りに行ったところ、ちょうど皆さんも現地を見た方は分かると思うんですけど、牛小屋の真向かいでございます。今現状牛を殖やしている最中でございますので、牛舎が不足してきたというのと、堆肥の置き場所が後ろの方に置いていたということですが、また前にも置くようになり、現状堆肥舎というものが無い状態でした。そこでどうしても堆肥舎を造らないといけないのと、牛が殖えてきたことによりまして、子牛の育成牛舎が不足をしているというところで、この土地に堆肥舎と牛舎を造る予定にな

っております。そこで若干土地が余るのではと思いますが、堆肥を積み出す通路、子牛を運び出す通路、それから子牛の小屋の後ろの土地を5m程度、子牛の運動場として使いたいという目的で、ほぼこの圃場の全てを使用する形になるということで、分割して使用する状態ではないということの説明をくださいということでございました。そういう状況です。本人も一生懸命やっております。息子が〇〇に勤務していた訳ですが、一昨年に退職後帰省しており、今回〇〇に配属になっております。そういう状況もあって一生懸命牛飼いをやりたいという状況ですので、皆さんご理解ください。よろしくお願いいたします。

議長 長 細かく説明していただきました、ありがとうございます。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 以上で、本日の総会の議案事項・報告事項の全てを終了いたします。